

第3回 居宅支援部会 報告

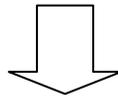
開催経過：第13回 平成21年11月 5日（木）
第14回 平成21年12月 3日（木）
第15回 平成22年 1月 7日（木）
第16回 平成22年 2月 4日（木）
第17回 平成22年 2月18日（木）
第18回 平成22年 3月 4日（木）

【検討内容】

前回の協議会でご承認いただいた「春日井市 居宅介護に関するQ&A集」を、市障がい福祉課及び各障がい者生活支援センターを通じて、配布しました。またヘルパー以外の方法で対応できる資源並びに障がい者への理解を深めるための場として、「地域において、ボランティアを交えた誰でも集える場所の創設」についての検討を行ないました。

課 題

地域において、ボランティアを交えた誰でも集える場所の創設について



1 核になる人の発掘

- (1) 関係当事者団体と連携を図り、地域での活動を行いたい人を推薦してもらう
- (2) 小グループで活動している方に、地域での活動の可能性を問う
- (3) 既に地域で活動している方に、障がい者の受入れを問う

2 核になる人への支援

- (1) 地域での活動場所の確保
- (2) 地域への情報発信
- (3) 地域での社会資源の情報提供

3 活動参加者へのアプローチ

- (1) 個別アプローチ
- (2) 組織アプローチ
- (3) 小グループアプローチ
- (4) ボランティアへのアプローチ

について、考察をかさねる。

1 核になる人の発掘

- (1) 関係当事者団体と連携を図り、地域での活動を行いたい人を推薦してもらう
市内の障がい者団体と連携し、自らが地域において活動を希望する障がい者及び保護者の発掘を積極的に行なう。
- (2) 小グループで活動している方に、地域での活動の可能性を問う
既に市内の社会福祉施設において活動をしている小グループに対し、地域で活動するために、必要なこと及び活動が可能かどうかを問う。
- (3) 既に地域で活動している方に、障がい者の受入れを問う
既に地域で活動しているグループに、障がい者と一緒に活動することが可能かを問う。

2 核になる人への支援

- (1) 地域での活動場所の確保
活動の場のニーズを的確に把握し、活動の場を確保する。
- (2) 地域への情報発信
地域での活動を、どのようなことをどのように広報していくか、また媒体としては活用するものを何にするか。
- (3) 地域での社会資源の情報提供
地域にある社会資源を、活用できるように情報提供するしくみを、どのように構築していくか。

3 活動参加者へのアプローチ

- (1) 個別アプローチ
障がい当事者及びその保護者に地域での活動に積極的に参加してもらえるように、養護学校・特別支援学級等で地域活動の大切さを伝えていく。
- (2) 組織アプローチ
社会福祉協議会と連携を図り地域福祉活動の一環と位置づけ、地域における障がい教育として展開していく。
- (3) 小グループアプローチ
現在活動している小規模の当事者グループと連携を図り、地域での活動を積極的に推し進めていく。
- (4) ボランティアへのアプローチ
活動参加のボランティアが、安心して活動できる環境を提供する為に、

活動の場へ専門的知識を持ったものを派遣することが出来るか

4 地域活動の実践報告

味美地区で、地域活動を実践している一例を、簡単に報告します。

目的：地域で誰もが元気に暮せるように笑顔で楽しいひと時を過ごす。
このサロンを憩いの場・仲間作りの場として活用する。
地域の「茶の間」的な存在にしていける。

名称：いきいきサロンあつまろかい

活動日：毎月第三水曜日 10:00～11:30

活動場所：味美老人憩いの家

参加者：10人～15人前後

世話人：2人（活動によりサポートあり）

内容等：外部講師によるレクリエーション及び講座
福祉施設見学会等の社会見学

広報：チラシを作成し、回覧板による回覧（11町内会）
地域包括支援センターへ通知

活動費：地区社協から助成

参加費：300円（活動内容によって実費徴収する）

《あつまろかいのこだわり》

- ・ふれあいを大切にして、手作りにこだわっている。
- ・どなたでも参加可能とし、参加を強要しない。
- ・年に一度は、他の地域活動グループと交流会を企画する。
- ・地域の社会資源をフル活用する様に心がけている。

《課題》

- ・サポーターの確保
- ・活動費の確保

《今年度の活動》（下半期）

開催日	メインの内容
10月20日(水)	アクリル毛糸でボールを作ろう（ボランティア楓）
11月18日(水)	見学会「春日井市第二介護サービスセンター」
12月16日(水)	「しめ縄飾り」を作ってみましょう
1月21日(水)	すいとんとお菓子を作ろう（子育てタンポポ教室との交流）
2月17日(水)	「軽運動」をたのしみましょう
3月17日(水)	おでかけ「天光の湯」

【部会として】

自立支援法による居宅介護のヘルパーが、選択される職場になるために、もっと障がいを知ってもらい、障がい者の支援をすることに興味を持ち、障がい者の支援をすることで自らが成長できると感じる事の出来る場として、また将来的には障がい者の支援に興味を抱き、自立支援法による居宅介護のヘルパー不足の解消へ繋げていけるものとして、「**地域において、ボランティアを交えた誰でも集える場所の創設**」についての検討をしてまいりました。

まず、地域活動を行なう上で、核となる人が非常に重要な鍵を握るものと考え、その核になる人と、どのように協働していくことが必要なのか、地域への情報はどのように発信するべきか等の地域福祉活動に関する事が、次から次へと課題として浮かび上がりました。

部会として、自立支援法による居宅介護のヘルパーを増やすという課題は、いつしか地域福祉活動をどのように推進していくか？という課題へ変わっているように感じられた検討会でした。

その中で、上記のとおり、課題に対する検討結果や、現在の事例等、検討したことを、今回報告させていただきました。

最後に、居宅支援部会も発足から2年が経過し、初年度の検討で

- (1)ヘルパーへの支援として①研修機会の工夫、②安心を高める工夫
- (2)事業所への支援として①事業環境への支援
- (3)利用者への支援として①制度理解への工夫
- (4)ヘルパー以外の方法で対応できる資源として①潜在的なマンパワーの活用、②日中活動の提案
- (5)利用制度上の工夫による展開として①ケアマネジメント、②サービスマネジメント

の5つの対応策を提示しました。

これを受けて、今年度は事業所への支援及び利用者への支援について取り組んできました。結果として、利用者と事業者の居宅介護に対する認識を共通のものとする一助としての「春日井市 居宅介護に関する Q&A 集」を作成し、市内の利用者及び事業者に配布することが出来ました。

また、今回の検討を通じて、地域における福祉活動が障がい、老人、児童と福祉の対象者が誰であるかに限らず、重要であると考えます。

以上のことから、今後は、地域福祉活動を今まで以上に活性化させていくことが、障がい者への福祉サービスを充実させていく上において、必要不可欠であると再認識しました。既に、地域福祉活動については、市の「春日井市障がい者総合福祉計画」や「地域福祉計画」及び市社会福祉協議会の「春日井市地域福祉活動計画」等により取り組んでいるところではありますが、地域の中で障がい者が気軽に集える場の創設について、今以上に活性化することが必要であるという結論に達しました。